

生活衛生関係営業者向け 講演会のお知らせ

# インボイス制度を わかりやすく解説

定員  
50名

**日時** 令和6年2月26日(月) 15:00~16:30

- ◇会場 主婦会館(プラザエフ)9階会議室スズラン(最寄り駅 JR 四ツ谷駅)
- ◇申込 裏面「受講申込書」にご記入の上、ご所属の生活衛生同業組合または当指導センターあてにFAXにてお申込み下さい。
- ◇締切 令和6年2月19日(月)

## インボイス制度の概要

- ・インボイス制度のおさらい

## インボイス制度導入後の現状

- ・影響は?・手間の増加?・登録状況は?

## 消費税申告における注意点

- ・はじめての消費税申告
- ・消費税の還付申告についての注意点
- ・2割特例が使えない場合 など

## インボイス制度導入後のよくあるQ&A

- ・任意組合による懇親会は?
- ・値下げ要請や消費税分の値引きについて
- ・インボイスがなくても控除が認められる場合の対応
- ・自動販売機やATM、交通費は?
- ・立替精算における注意点
- ・インボイス番号を紛失した場合は?



講師 税理士・中小企業診断士  
・ファイナンシャルプランナー(AFP)  
根津信之 氏

豊富な専門知識と講演実績で、携わった税務申告は中小企業・個人事業、相続税などを中心に1500件以上に及ぶ。中小企業を主にクライアントとし、税理士と中小企業診断士の資格を生かし、節税だけにとらわれない長期的なスタンスにより企業の成長につながるアドバイスを行っている。

公益財団法人

東京都生活衛生営業指導センター

<https://www.seiei.or.jp.tokyo/>

お申込み・お問い合わせ



TEL.03-3445-8751



FAX.03-3445-8753

# 受講申込書 (兼FAX送信票)

FAX番号 03-3445-8753

あて先：公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター  
(番号をお間違いのないようご注意ください)

※または、ご所属の生活衛生同業組合事務局まで

生活衛生関係業者向け「講演会」

【インボイス制度をわかりやすく解説】

(定員50名)

生衛業の種類に「○」を付けてください

鮭商、麺類、中華料理、社交飲食業、料理、飲食業、喫茶飲食  
食鳥肉販売業、食肉、冰雪販売業、理容、美容、興行  
ホテル旅館、簡易宿泊業、公衆浴場業、クリーニング

お名前 \_\_\_\_\_

屋号 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

※定員を超えた場合のみご連絡いたします。

連絡がない場合は、直接会場へお越し下さい。

会場 主婦会館プラザエフ

(住所) 〒102-0085  
東京都千代田区六番町 15 番地

(電話) 03-3265-8111

(交通) JR中央・総武線「四ツ谷」駅 徒歩1分

地下鉄丸の内線・南北線「四ツ谷」駅 徒歩3分

